



医 薬 発 0 7 0 3 第 4 号
令 和 7 年 7 月 3 日

農林水産省消費・安全局長 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局 長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35
年法律第 145 号)第2条第 15 項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機
器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する
指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成 19
年厚生労働省令第 14 号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第
二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の
用途を定める省令の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令第 73 号)が公布さ
れたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添
写しのとおり通知しましたので、貴職におかれましては、御了知の上、関係機関への周
知をお願い申し上げます。